平成２８年（フ）第２３号
山梨県甲府市宝１丁目13番７号
債務者　堀内　志朗
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　落合　圭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４号
山梨県甲府市宝１丁目13番７号
債務者　堀内　洋子
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　落合　圭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２号
広島県安芸高田市甲田町上小原2436番地、前住所広島県安芸高田市甲田町高田原1160番地13
債務者　辰己運送こと辰己商店こと　辰己久登思
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡﨑　伸哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第２８４号
兵庫県伊丹市池尻１丁目196番地　パストラル昆陽1106号
債務者　片山一こと　片山　　一
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安達　絵里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月12日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
佐賀市本庄町大字末次633番地18
債務者　徳永　憲治
1　決定年月日時　平成28年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　律雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５０５号
大阪市東成区深江北２丁目４番33号　ルート深江橋マンション701号
債務者　安原　　裕
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺川　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２４号
堺市東区丈六101番地30
債務者　志水　英明
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　幸治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２５号
兵庫県川西市平野２丁目２番３号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町白金３丁目６番地16
債務者　10　ＡＵＴＯこと　池田　　要
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　有輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月26日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
兵庫県川西市平野２丁目２番３号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町白金３丁目６番地16
債務者　池田　栄子
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　有輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月26日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３号
山形県尾花沢市朧気１丁目８番22号
債務者　後藤　　勉
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５号
山形県寒河江市字中河原61番地
債務者　黒澤ミヨ子
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３９５号
愛知県岡崎市北野町字郷裏66番地　ノースフィールド杉山303
債務者　杉浦　　香
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４６７６号
大阪市東成区大今里２丁目26番４号、前住所大阪市東成区大今里２丁目13番13号
債務者　山口　昌子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６７７号
大阪市東成区大今里２丁目26番４号、前住所大阪市東成区大今里２丁目13番13号
債務者　山口　真紀
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２０３号
大阪府交野市倉治７丁目48番15―105号、前住所大阪府東大阪市菱屋東１丁目７番４号　カルチェ菱東　302号
債務者　有家　龍司
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２６３号
大阪府四條畷市美田町17番10号、前住所大阪府四條畷市江瀬美町１番８―203号
債務者　小野川みゆき
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２７２号
大阪府寝屋川市黒原旭町９番10号、前住所大阪府寝屋川市黒原新町４番44号
債務者　鳥原亜紀子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部